

## 令和6年度以降の各種届出の收受に係る宮城県からの連絡方法の変更について

令和5年度まで、宮城県では、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書など、変更があった場合に各事業者から宮城県に届け出てくださいと各種届出書には、内容審査後、收受印を押印の上メール等により御連絡を差し上げていたところですが、**令和6年度（令和6年4月1日からの報酬や体制に変更が生じるもの）より、宮城県から各事業者へ收受をしたかどうかの連絡については、「提出した届出について、收受の連絡を希望する事業者」にのみ、連絡を行うこととします。**

なお、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書を御提出いただいた後、請求に反映をしていただく必要がありますが、これまでの取扱い同様、届出書を提出いただいた場合は宮城県からの收受等の連絡を待たず、請求に反映いただいてもかまいません。（不備等あれば宮城県から御連絡します）

收受の連絡を希望するかどうかは、届出を提出する都度御判断いただき、希望する場合には、届出の都度、御連絡していただくようお願いいたします。

（連絡を行う事業者の登録などはいたしませんので、**收受の連絡を希望する場合は届出の都度御連絡いただく必要がございますので御留意ください。**）

**各事業者から宮城県への收受を希望する連絡は必ずメールで行うこととし、收受を希望する場合は届出の提出先ごとにメールを送付してください。**宮城県の各機関の連絡先は下記のとおりです。（特に、年度末・年度始めは希望が殺到することが予想されますので、電話による連絡はご遠慮ください）

宮城県機関	メールアドレス	宮城県機関	メールアドレス
県障害福祉課 運営指導班	<a href="mailto:todokede-syoufuku@pref.miyagi.lg.jp">todokede-syoufuku@pref.miyagi.lg.jp</a>	北部保健福祉事務所 母子・障害第二班	（大崎圏域事業所） <a href="mailto:nh-thbbs2@pref.miyagi.lg.jp">nh-thbbs2@pref.miyagi.lg.jp</a>
仙南保健福祉事務所 母子・障害班	<a href="mailto:snthbbs@pref.miyagi.lg.jp">snthbbs@pref.miyagi.lg.jp</a>		（栗原圏域事業所） <a href="mailto:nh-khthbbs@pref.miyagi.lg.jp">nh-khthbbs@pref.miyagi.lg.jp</a>
仙台保健福祉事務所 母子・障害第二班	<a href="mailto:sdhwfzbs2@pref.miyagi.lg.jp">sdhwfzbs2@pref.miyagi.lg.jp</a>	東部保健福祉事務所 母子・障害班	（石巻圏域事業所） <a href="mailto:et-wfzb@pref.miyagi.lg.jp">et-wfzb@pref.miyagi.lg.jp</a>
気仙沼保健福祉事務所 母子・障害班	<a href="mailto:kshwfz-bs@pref.miyagi.lg.jp">kshwfz-bs@pref.miyagi.lg.jp</a>		（登米圏域事業所） <a href="mailto:et-tmthbbs@pref.miyagi.lg.jp">et-tmthbbs@pref.miyagi.lg.jp</a>

**【参考：收受を希望する連絡については、下記の文面を参考に、各機関へ送付ください】**

宛先 宮城県障害福祉課運営指導班 ([todokede-syoufuku@pref.miyagi.lg.jp](mailto:todokede-syoufuku@pref.miyagi.lg.jp))  
 件名 【〇〇法人】令和6年4月15日付け提出の介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の收受の確認について  
 本文 〇〇法人の△△です。  
 標記の件について、××事業所のものが收受されたかどうか、送信元である本アドレスに返信願います。

**Point① 返信先の法人名と、返信先のメールアドレス、届出の対象である事業所名が分かるように御連絡ください。**返信いただきたいアドレスが送信元のアドレスと異なる場合、本文に返信が欲しいアドレスを明記してください。

**Point② 届出年月日、届出の種類（「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」/「変更届出書」）が確認できるよう、必ず明記してください。**